

条 例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第十号

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第三十七項第二号事務の欄中「第二十条の二第十四項、」及び「並びに第三十八条の四第二十四項」を削る。

別表第五項第四号事務の欄及び同項第五号事務の欄1中「第五十六条の八第四項第二号」を「第五十六条の八第五項第二号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。